



平成30年 5月21日
保護者宛通知全学年NO. 5
国際学院高等学校

保健部 細井 陽子
荒嶽 苑子

生徒・保護者様

新年度の緊張感もほどよくとけてきた頃でしょうか。こんなときには、こころとからだの疲れも出やすくなります。「ほっ」と一息つく時間を大切に！元気に中間考査をのりきりましょう。

健康診断のあとは…？

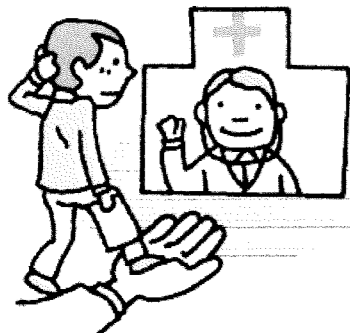
4月17日に行なった健康診断、4月20日に行なった歯科検診の結果を配布しました。結果をよく見て、自分の体の状態を理解しましょう。また、この機会に生活習慣を見直して、よりよい体をつくっていきましょう。

★病院受診の案内をもらったら…★

結果とあわせて「病院を受診してください」という案内があった人（健康診断は「治療報告書」をもらった人、歯科検診は「結果と受診のおすすめ」で点線より下に○がついている人）は、早めに病院で検査や治療を受けてください。

「治療報告書」や「受診のおすすめ」は病院に持って行き、必要事項を医師に記入してもらったうえで保健室まで提出をお願いします。（既に受診している、治療が終わっている場合は、保護者の方がご記入の上、ご提出ください。）

ご不明な点等ございましたら、保健室までお問い合わせください。



健診の結果からは、「異常・疾病の疑い

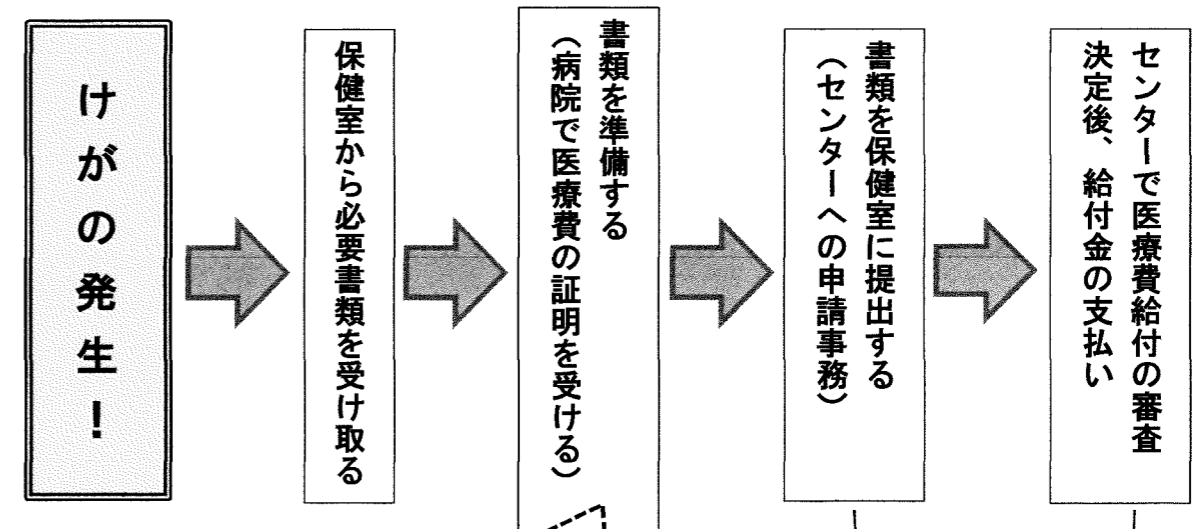
があるかどうか」しか分かりません。

受診をすすめられた人は、医師の診察

を受けましょう。

日本スポーツ振興センター 医療費の申請について

学校の管理下でけがをして病院にかかったときには、日本スポーツ振興センターによる医療費の給付を受けられることがあります。（「入学のしおり」に掲載されていますが、全員が加入しています）



月ごと・医療機関ごとに書類が必要になります。医療費の証明は、すぐには受けられないこともあります。

Q. 「学校の管理下」とは？

A. 登下校中、教科や学校行事などの授業中、休み時間中、部活動中のことです。

Q. 対象になる治療・医療費の範囲は？

A. 保険診療適用内の治療で、医療費が5000円（健康保険使用で1500円）以上のものが対象となります。「子ども医療」や「ひとり親制度」との併用はできませんので、センターへ医療費を請求する場合には、原則窓口では健康保険を使用して3割分の支払いを済ませてください。

★管理下で起きたけがが対象のため、体質的なものや持病に起因する受診については対象外となります。

詳細につきましては、保健室までお問い合わせください。